

「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(改訂版)
 (案) 及び同概要版(案) に対する意見

○「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(改訂版)
 (案) について

該当箇所	意見	理由
<p>2ページ 1-2-3 スケジュール管理の改善 「<u>制作委員会等はサプライチェーン全体のスケジュール管理をする責務があり、元請制作会社等の制作者は、制作委員会等に対して後工程を見据えたサプライチェーン全体の現実的なスケジュールの提示・変更を行うよう調整する責務がある。また、下請事業者はスケジュール管理の重要性を認識し、不要な遅滞を極力避けるように意識して業務に取り組めるように心がける必要がある。</u>」</p>	<p>● 下線部を「制作委員会等はサプライチェーン全体のスケジュールに十分に配慮する必要がある。」とするよう要望します。</p>	<p>● 下請中小企業振興法第3条第1項に基づく「振興基準」では、「親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払いなど、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する。」とされており、これに準じた表現とすることが適切と考えます。</p>
<p>56ページ 3-6-2 下請事業者への要請について問題となるおそれのある取引事例と考え方 (2) 局印税や二次利用許諾について 「<u>局印税は総務省『放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン』でも記載されているとおり、放送局が優越的地位にあると個別に判断される場合、独占禁止法上、問題となるおそれがある。</u>」</p>	<p>● 下線部を「局印税は総務省『放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン』でも記載されているとおり、放送局が他の製作委員会構成員に対して優越的地位にあると個別に判断される場合に、一方的にその取引条件を押し付けることは、独占禁止法上、問題となりうるおそれがある。」とするよう要望します。</p>	<p>● 優越的地位を濫用した場合に独占禁止法上の問題になりうるものと考えます。(2)は、総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」改訂版(意見募集中)からの引用ですので、最終的な同改訂版と全体的に表現を揃えていただくことが適切と考えます。</p>